

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

## 目次

### 第一章 定義（第一条）

### 第二章 国際統一基準行等における開示事項（第二条―第九条）

### 第三章 国内基準行等における開示事項（第十条―第十七条）

## 附則

### 第一章 定義

#### （定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国際統一基準行 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。
- 二 国内基準行 自己資本比率告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。
- 三 国際統一基準持株会社 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「持株自己資本比率告示」という。）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。
- 四 国内基準持株会社 持株自己資本比率告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。
- 五 連結レバレッジ比率 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号。以下「レバレッジ比率告示」という。）第二条に規定する連結レバレッジ比率をいう。
- 六 単体レバレッジ比率 レバレッジ比率告示第五条に規定する単体レバレッジ比率をいう。
- 七 持株レバレッジ比率 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号。以下「持株レバレッジ比率告示」という。）第二条に規定する持株レバレッジ比率をいう。
- 八 T L A C規制対象銀行 銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第八号。以下「銀行T L A C告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行をいう。
- 九 T L A C規制対象銀行持株会社 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第九号。以下「銀行持株会社T L A C告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行持株会社をいう。

2 前項に規定するもののほか、この告示において使用する用語は、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、レバレッジ比率告示、持株レバレッジ比率告示、銀行T L A C告示及び銀行持株会社T L A C告示において使用する用語の例による。

第二章 国際統一基準行等における開示事項

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第二条 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。)第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)とする。

一 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

二 銀行全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

三 信用リスク(第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。)に関する次に掲げる事項

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要

ハ 標準的手法採用行にあつては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等(適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。)の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合にあつては、その理由を含む。)

ニ 内部格付手法採用行にあつては、次に掲げる事項

(1) 信用リスク・アセットの額(自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額)を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD(標準的手法が適用されるポートフォリオにあつては、エクスポージャーの額。以下(1)において同じ。)がEADの総額に占める割合

(2) 内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯

(3) 内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要

(i) 資産区分ごとの格付付与手続

(ii) パラメーター推計(PD、LGD及びEADの推計をいう。)及びその検証体制

(iii) 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

内部格付手法を段階的に適用する計画がない場合	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲
	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位

	資産区分があるとき	又は資産区分の範囲 三 内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあつては、主な事業単位）又は資産区分の範囲
内部格付手法を段階的に適用する計画がある場合	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類
	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類 五 内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあつては、主な事業単位）又は資産区分の範囲

四 信用リスク削減手法（派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（次号において「派生商品取引及びレポ形式の取引等」という。）に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

五 派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む。）

六 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ 自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第三百二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ニ 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響

ホ 証券化取引に関する会計方針

- ヘ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合にあっては、その理由を含む。）
  - ト 内部評価方式を使用している場合には、その概要
- 七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
- イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要
  - ロ 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲
- 八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
  - ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあっては、各手法の適用範囲を含む。）
- ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
- (1) 当該手法の概要
  - (2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合にあっては、保険の利用方針及び概要を含む。）
- 九 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第六項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（以下「出資等又は株式等エクスポージャー」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要
- 十 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。第十条第四項第一号ニ(1)、第十二条第四項第二号ニ(1)及び第十五条第四項第二号ニ(1)並びに別紙様式第二号第二十六面及び別紙様式第四号第二十一面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
  - ロ 金利リスクの算定手法の概要
- 十一 貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第十三号により作成するものとする。）
- 十二 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明
- 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用しない。
- 一 信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項
- イ 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳
    - (1) 地域別
    - (2) 業種別
    - (3) 残存期間別
  - ロ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号）第四条第二項、第三項又は第四項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末

残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別

(2) 業種別

ハ 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高

ニ 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第四条第二項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第三項に規定する危険債権又は同条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く。）に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額

二 リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。第十条及び第十二条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。第十条及び第十二条において同じ。）が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

5 第一項の定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。）により作成するものとする。

6 第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 単体レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限

る。)

7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第三号により作成するものとする。

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第三条 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準行の直近の二中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条及び第十一条において同じ。))に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。

3 前条第三項(第十一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

4 前条第四項(第二号に係る部分に限る。)及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第四項第二号中「いう。第十条及び第十二条において同じ」とあるのは「いう」と、同条第五項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第四号」と、「第三十面」とあるのは「第二十四面」と読み替えるものとする。

5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同項第二号中「前事業年度」とあるのは、「前中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。)」と読み替えるものとする。

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準行の直近の二連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。))に係るものに限る。)並びに同号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準に係る事項(TLAC規制対象銀行の直近の二連結会計年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、連結レバレッジ比率に関する開示事項及びTLACに関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この号において「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第五条に規定する連結の範囲(特例企業会計基準等適用法人等(規則第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。))にあっては、その採用する企業会計の基準における連結の範囲。以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた

## 原因

ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容  
ハ 自己資本比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と読み替えるものとする。

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称及び所要自己資本を下回った額の総額

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「いう。第十条及び第十二条において同じ」とあるのは「いう」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

5 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合

に限る。)

- 6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成するものとする。
- 7 第一項のT L A Cに関する開示事項は、次に掲げる事項とし、別紙様式第十五号により作成するものとする。
  - 一 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項
  - 二 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項
  - 三 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項  
(連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)

第五条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二中間連結会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第八条、第十三条及び第十六条において同じ。)に係るものに限る。)並びに同号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準に係る事項(T L A C規制対象銀行の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、連結レバレッジ比率に関する開示事項及びT L A Cに関する開示事項とする。

- 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。
- 3 第二条第三項(第十一号に係る部分に限る。)及び前条第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と、前条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。
- 4 第二条第四項(第二号に係る部分に限る。)及び第五項並びに前条第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「いう。第十条及び第十二条において同じ」とあるのは「いう」と、同条第五項中「別紙様式第二号(連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面及び第三十面に限る。)」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。
- 5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、同項第二号中「前連結会計年度」とあるのは、「前中間連結会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。)」と読み替えるものとする。



6 前条第七項の規定は、第一項のT L A Cに関する開示事項について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

(銀行における四半期の開示事項)

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準行に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

- 一 自己資本の構成に関する開示事項
- 二 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
- 三 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等T i e r 1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他T i e r 1資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるT i e r 2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要
- 四 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）
- 五 自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に関する開示事項
- 六 自己資本比率告示第十四条及び第十四条の二に規定する基準に関する開示事項
- 七 単体レバレッジ比率の構成に関する事項
- 八 前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）
- 九 単体レバレッジ比率に関する事項

2 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係るものに限る。）及びT L A Cに関する事項（T L A C規制対象銀行に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

- 一 自己資本の構成に関する開示事項
- 二 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第五号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
- 三 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等T i e r 1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他T i e r 1資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるT i e r 2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要
- 四 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）
- 五 自己資本比率告示第二条各号の算式における分母の額に関する開示事項
- 六 自己資本比率告示第二条及び第二条の二に規定する基準に関する開示事項
- 七 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析（当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。）

八 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

九 前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

十 連結レバレッジ比率に関する事項

十一 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結レバレッジ比率の対比及び要因分析（当該連結レバレッジ比率に著しい差異がある場合に限る。）

十二 銀行T L A C告示第二条に規定する外部T L A C比率に関する開示事項

十三 その他外部T L A C調達手段に関する契約内容の概要

十四 その他外部T L A C調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

3 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十三号により、同項第三号並びに前項第三号及び第十三号に掲げる事項は別紙様式第七号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第八号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準に係る第一項第五号に掲げる事項にあっては、第一面に限る。）により、第一項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十四号により、同項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第十六号により、それぞれ作成するものとする。

4 第一項第二号及び第二項第二号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）並びに同号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準に係る事項（T L A C規制対象銀行持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、持株レバレッジ比率に関する開示事項及びT L A Cに関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この号において「持株会社グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含ま

れる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 持株自己資本比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「持株会社グループ（持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ロ中「自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第三百二条の二第二項）」とあるのは「持株自己資本比率告示第二百二十六条第一項第一号から第四号まで（持株自己資本比率告示第二百八十条の二第二項）」と、同号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（当該持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該持株会社グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「自己資本比率告示第十四条各号」とあるのは「持株自己資本比率告示第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と読み替えるものとする。

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（持株自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「（自己資本比率告示第七十六条の五）」とあるのは「（持株自己資本比率告示第五十四条の五）」と、「いう。第十条及び第十二条において同じ」とあるのは「いう」と、「（自己資本比率告

示第百六十七条」とあるのは「(持株自己資本比率告示第百四十五条」と、同号イ中「自己資本比率告示第七十六条の五第二項」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項」と、「自己資本比率告示第百六十七条第二項」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第二項」と、同号ロ中「自己資本比率告示第七十六条の五第六項」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項」と、「自己資本比率告示第百六十七条第七項」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第七項」と、同号ハ中「自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号」と、「自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第一号」と、同号ニ中「自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号」と、「自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号」と、同号ホ中「自己資本比率告示第七十六条の五第十項」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項」と、「自己資本比率告示第百六十七条第十一項」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第十一項」と同条第五項中「別紙様式第二号(連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面及び第三十面に限る。)」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

- 5 第一項の持株レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 持株レバレッジ比率の構成に関する事項
  - 二 前連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)
- 6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成するものとする。
- 7 第一項のT L A Cに関する開示事項は、次に掲げる事項とし、別紙様式第十五号により作成するものとする。
  - 一 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項
  - 二 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項
  - 三 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項  
(銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項)

第八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。)及び同号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準に係る事項(T L A C規制対象銀行持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、持株レバレッジ比率に関する開示事項及びT L A Cに関する開示事項とする。

- 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。
- 3 第二条第三項(第十一号に係る部分に限る。)及び前条第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあつ

ては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と、前条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

4 第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「（自己資本比率告示第七十六条の五）」とあるのは「（持株自己資本比率告示第五十四条の五）」と、「いう。第十条及び第十二条において同じ」とあるのは「いう」と、「自己資本比率告示第百六十七条」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条」と、同号イ中「自己資本比率告示第七十六条の五第二項」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項」と、「自己資本比率告示第百六十七条第二項」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第二項」と、同号ロ中「自己資本比率告示第七十六条の五第六項」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項」と、「自己資本比率告示第百六十七条第七項」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第七項」と、同号ハ中「自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号」と、「自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第一号」と、同号ニ中「自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号」と、「自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号」と、同号ホ中「自己資本比率告示第七十六条の五第十項」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項」と、「自己資本比率告示第百六十七条第十一項」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第十一項」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の持株レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、同項第二号中「前連結会計年度」とあるのは、「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

6 前条第七項の規定は、第一項のTLACに関する開示事項について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準持株会社に係るものに限る。）及びTLACに関する事項（TLAC規制対象銀行持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

- 一 自己資本の構成に関する開示事項
  - 二 持株自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第五号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
  - 三 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、持株自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要
  - 四 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）
  - 五 持株自己資本比率告示第二条各号の算式における分母の額に関する開示事項
  - 六 持株自己資本比率告示第二条及び第二条の二に規定する基準に関する開示事項
  - 七 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析（当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。）
  - 八 持株レバレッジ比率の構成に関する事項
  - 九 前四半期の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）
  - 十 持株レバレッジ比率に関する事項
  - 十一 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結レバレッジ比率の対比及び要因分析（当該連結レバレッジ比率に著しい差異がある場合に限る。）
  - 十二 銀行持株会社TLAC告示第二条に規定する外部TLAC比率に関する開示事項
  - 十三 その他外部TLAC調達手段に関する契約内容の概要
  - 十四 その他外部TLAC調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）
- 2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十四号により、同項第三号及び第十三号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第十六号により、それぞれ作成するものとする。
- 3 第一項第二号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

### 第三章 国内基準行等における開示事項

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

第十条 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

- 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十一号により作成するものとする。
- 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要
  - 二 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要
  - 三 信用リスクに関する次に掲げる事項
    - イ リスク管理の方針及び手続の概要
    - ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
      - (1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）
      - (2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
    - ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
      - (1) 使用する内部格付手法の種類
      - (2) 内部格付制度の概要
      - (3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）
        - (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）
        - (ii) ソブリン向けエクスポージャー
        - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
        - (iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）
        - (v) 居住用不動産向けエクスポージャー
        - (vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
        - (vii) その他リテール向けエクスポージャー
  - 四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
  - 五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
  - 六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
    - イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要
    - ロ 自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第三百二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
    - ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
    - ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
    - ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

- ヘ 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
- ト 銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
- チ 証券化取引に関する会計方針
- リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）
- ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要
- ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
- 七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
  - イ リスク管理の方針及び手続の概要
  - ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）
  - ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法
  - ニ 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト及びストレステストの説明
  - ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
  - ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
  - ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法
- 八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
  - イ リスク管理の方針及び手続の概要
  - ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）
  - ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
    - (1) 当該手法の概要
    - (2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）
- 九 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 十 金利リスクに関する次に掲げる事項
  - イ リスク管理の方針及び手続の概要
  - ロ 金利リスクの算定手法の概要
- 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項



イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

- (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
- (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）
  - (i) 事業法人向けエクスポージャー
  - (ii) ソブリン向けエクスポージャー
  - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
  - (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
  - (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
  - (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (3) 証券化エクスポージャー

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

- (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
  - (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
  - (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
- (2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (2) 自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (3) 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (4) 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

- (5) 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額
- (1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）
- (2) 内部モデル方式
- ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額
- (1) 基礎的手法
- (2) 粗利益配分手法
- (3) 先進的計測手法
- ヘ 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第三十七条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第十四条第一項第三号において同じ。）
- 二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項
- イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
- ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
- (1) 地域別
- (2) 業種別又は取引相手の別
- (3) 残存期間別
- ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
- (1) 地域別
- (2) 業種別又は取引相手の別
- ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）
- (1) 地域別
- (2) 業種別又は取引相手の別
- ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
- ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の

額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。)並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第七百七十七条の二第二項第二号、第二百四十八条(自己資本比率告示第二百五条及び第二百二十七条において準用する場合に限る。)並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号(自己資本比率告示第二百五条及び第二百二十七条において準用する場合に限る。)の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第一百五十三条第三項及び第五項並びに第六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)

(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係る $EL_{\text{default}}$ を含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項

(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係る $EL_{\text{default}}$ を含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1) 適格金融資産担保

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

#### 四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）

ホ 担保の種類別の額

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

#### 五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、

- 当期の証券化取引に係るものに限る。)
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
  - (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
  - (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
  - (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
  - (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (9) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
  - (ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
  - (iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- ロ 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
  - (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
  - (3) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産

- の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
  - (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
  - (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
  - (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
  - (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
  - (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (9) 自己資本比率告示第三百二条の二第二項の規定において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
    - (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
    - (ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
    - (iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
- ニ 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
  - (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
  - (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
  - (4) 自己資本比率告示第三百二条の二第二項の規定において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- 六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）
- イ 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの

最高、平均及び最低の値

ロ 期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) 上場株式等エクスポージャー（以下この号、第十二条第四項第八号及び第十五条第四項第八号において「上場株式等エクスポージャー」という。）

(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

八 リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

九 金利リスクに関する事項

5 前項第九号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の二により作成するものとする。

（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）

第十一条 前条（第三項を除く。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二中間事業年度に係るもの

に限る。)について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項の定量的な」と、同項第一号へ中「をいう。第十四条第一項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第三号イ中「基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）」とあるのは「基礎的内部格付手法」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第十二条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

- 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十二号により作成するものとする。
- 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第二十六条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 自己資本比率告示第三十二条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第二十五条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

三 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

四 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) 使用する内部格付手法の種類

(2) 内部格付制度の概要



(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要((vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）

(v) 居住用不動産向けエクスポージャー

(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vii) その他リテール向けエクスポージャー

五 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

六 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第三百二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針及び手続の概要

- ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）
  - ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法
  - ニ 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト及びストレス・テストの説明
  - ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
  - ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
  - ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法
- 九 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
  - ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）
  - ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
    - (1) 当該手法の概要
    - (2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）
- 十 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 十一 金利リスクに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
  - ロ 金利リスクの算定手法の概要
- 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 その他金融機関等（自己資本比率告示第二十九条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
  - 二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
    - イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
      - (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
      - (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）
        - (i) 事業法人向けエクスポージャー
        - (ii) ソブリン向けエクスポージャー

- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
  - (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
  - (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
  - (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (3) 証券化エクスポージャー
- ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
- (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
    - (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
    - (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
  - (2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー
- ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額
- (1) 自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
  - (2) 自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
  - (3) 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
  - (4) 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
  - (5) 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額
- (1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリごとに開示することを要する。）
  - (2) 内部モデル方式
- ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
- (1) 基礎的手法

(2) 粗利益配分手法

(3) 先進的計測手法

へ 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二十五条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第十四条第二項第三号において同じ。）

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

(3) 残存期間別

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第一百七十七条の二第二項第二号、第二百四十八条（自己資本比率告示第二十五条及び第二百二十七条において準用する場合に限る。）並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第二十五条及び第二百二十七条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第五十三条第三項及び第五項並びに第六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に

応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとの PD の推計値、LGD の推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係る  $EL_{\text{default}}$  を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目の EAD の推計値及びオフ・バランス資産項目の EAD の推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）
- (2) PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとの PD の推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高
- (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項
  - (i) プール単位での PD の推計値、LGD の推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係る  $EL_{\text{default}}$  を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目の EAD の推計値、オフ・バランス資産項目の EAD の推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値
  - (ii) 適切な数の EL 区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

#### 四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

- (1) 適格金融資産担保
- (2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポー

ジャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)

#### 五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

- イ 与信相当額の算出に用いる方式
- ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額
- ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)
- ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。)
- ホ 担保の種類別の額
- ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額
- ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額
- チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

#### 六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
  - (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)
  - (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)
  - (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
  - (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
  - (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
  - (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
  - (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (9) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
  - (ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
  - (iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
  - (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
  - (3) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
  - (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
  - (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
  - (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
  - (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
  - (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
  - (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 自己資本比率告示第三百二条の二第二項の規定において読み替えて準用する第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第三百二条の二第二項の規定において読み替えて準用する第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ 期末のストレステスト・バリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレステスト・バリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

八 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(1) 上場株式等エクスポージャー

(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額



- ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
- ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額
- 九 リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額
  - イ 自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
  - ロ 自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
  - ハ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
  - ニ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
  - ホ 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

十 金利リスクに関する事項

5 前項第十号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の二により作成するものとする。

(連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)

第十三条 前条(第三項を除く。)の規定は、規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国内基準行の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十三条の規定により読み替えて準用する第十二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十三条の規定により読み替えて準用する第十二条第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をいう。第十四条第二項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(銀行における四半期の開示事項)

第十四条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(国内基準行に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

- 一 単体自己資本比率
- 二 単体における自己資本の額
- 三 単体総所要自己資本額

#### 四 自己資本の構成に関する開示事項

2 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国内基準行に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一 連結自己資本比率

二 連結における自己資本の額

三 連結総所要自己資本額

#### 四 自己資本の構成に関する開示事項

五 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析（当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。）

3 第一項第四号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第十二号により、それぞれ作成するものとする。

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第十五条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十二号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

#### 一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 持株自己資本比率告示第十五条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「持株会社グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 持株自己資本比率告示第二十一条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

三 持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

#### 四 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

- (1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）
- (2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
- ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
  - (1) 使用する内部格付手法の種類
  - (2) 内部格付制度の概要
  - (3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）
    - (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）
    - (ii) ソブリン向けエクスポージャー
    - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
    - (iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）
    - (v) 居住用不動産向けエクスポージャー
    - (vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
    - (vii) その他リテール向けエクスポージャー
- 五 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 六 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
  - イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要
  - ロ 持株自己資本比率告示第二百二十六条第一項第一号から第四号まで（持株自己資本比率告示第二百八十条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
  - ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
  - ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
  - ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
  - ヘ 持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
  - ト 持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
  - チ 証券化取引に関する会計方針

- リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）
- ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要
- ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
- 八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（持株自己資本比率告示第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
  - イ リスク管理の方針及び手続の概要
  - ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）
  - ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法
  - ニ 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト及びストレステストの説明
  - ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
  - ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
  - ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法
- 九 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
  - イ リスク管理の方針及び手続の概要
  - ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）
  - ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
    - (1) 当該手法の概要
    - (2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）
- 十 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 十一 金利リスクに関する次に掲げる事項
  - イ リスク管理の方針及び手続の概要
  - ロ 金利リスクの算定手法の概要
- 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 その他金融機関等（持株自己資本比率告示第十八条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
  - 二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
    - イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
      - (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

- (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳 ((v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)
- (i) 事業法人向けエクスポージャー
  - (ii) ソブリン向けエクスポージャー
  - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
  - (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
  - (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
  - (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (3) 証券化エクスポージャー
- ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
- (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
    - (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
    - (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
  - (2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー
- ハ リスク・ウェイトのみなし計算（持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを計算することをいう。次号及び第九号において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。次号及び第九号において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額
- (1) 持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
  - (2) 持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
  - (3) 持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
  - (4) 持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
  - (5) 持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー

- 一又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額
  - (1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）
  - (2) 内部モデル方式
- ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
  - (1) 基礎的手法
  - (2) 粗利益配分手法
  - (3) 先進的計測手法
- ヘ 連結総所要自己資本額（持株自己資本比率告示第十四条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第十七条第一項第三号において同じ。）
- 三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項
  - イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
  - ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
    - (1) 地域別
    - (2) 業種別又は取引相手の別
    - (3) 残存期間別
  - ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
    - (1) 地域別
    - (2) 業種別又は取引相手の別
  - ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）
    - (1) 地域別
    - (2) 業種別又は取引相手の別
  - ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
  - ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに持株自己資本比率告示第

五十七条の五第二項第二号、第百五十五条の二第二項第二号、第二百二十六条（持株自己資本比率告示第百三条及び第百五条において準用する場合に限る。）並びに第二百二十六条の四第一項第一号及び第二号（持株自己資本比率告示第百三条及び第百五条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、持株自己資本比率告示第百三十一条第三項及び第五項並びに第百四十四条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとの PD の推計値、LGD の推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係る  $EL_{\text{default}}$  を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目の EAD の推計値及びオフ・バランス資産項目の EAD の推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

(2) PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとの PD の推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項

(i) プール単位での PD の推計値、LGD の推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係る  $EL_{\text{default}}$  を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目の EAD の推計値、オフ・バランス資産項目の EAD の推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数の EL 区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1) 適格金融資産担保

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

#### 五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）

ホ 担保の種類別の額

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

#### 六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）



- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
  - (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
  - (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
  - (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
  - (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (9) 持株自己資本比率告示第二百二十六条並びに第二百二十六条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)
    - (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
    - (ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
    - (iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額  - (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- ロ 持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
  - (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
  - (3) 持株自己資本比率告示第二百二十六条並びに第二百二十六条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- ハ 持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、持株会社グループが証券化エクス

ポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 持株自己資本比率告示第二百八十条の二第二項の規定において読み替えて準用する第二百二十六条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)
  - (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
  - (ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
  - (iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ 持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (4) 持株自己資本比率告示第二百八十条の二第二項の規定において読み替えて準用する第二百二十六条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する場合に限る。)

イ 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの

最高、平均及び最低の値

ロ 期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

八 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(1) 上場株式等エクスポージャー

(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

九 リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第百四十五条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第百四十五条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ 持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

十 金利リスクに関する事項

5 前項第十号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の二により作成するものとする。

(銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項)

第十六条 前条(第三項を除く。)の規定は、規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国内基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるの

は「第十六条の規定により読み替えて準用する第十五条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十六条の規定により読み替えて準用する第十五条第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をいう。第十七条第一項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第十七条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(国内基準持株会社に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

- 一 連結自己資本比率
  - 二 連結における自己資本の額
  - 三 連結総所要自己資本額
  - 四 自己資本の構成に関する開示事項
  - 五 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析(当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。)
- 2 前項第四号に掲げる事項は、別紙様式第十二号により作成するものとする。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。

(国際統一基準行の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

第二条 この告示の適用の日(以下「適用日」という。)から平成三十年三月三十日までの間における第二条第二項(第三条において読み替えて準用する場合を含む。)、第二条第三項第十号(第三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第六条第一項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式第一号」とする。

- 2 適用日から平成三十年三月三十日までの間における第四条第二項(第五条において読み替えて準用する場合を含む。)、第四条第三項第十一号(第五条において読み替えて準用する場合を含む。)及び第六条第三項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第二号」とする。

- 3 適用日から平成三十年三月三十日までの間における第六条第四項の規定の適用については、同項中「別紙様式第一号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第一号により、前項第八号に掲げる事項は附則別紙様式第二号」とする。

(国際統一基準持株会社の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

第三条 適用日から平成三十年三月三十日までの間における第七条第二項(第八条において読み替えて準用する場合を含む。)及び第七条第三項第十一号(第八条において読み替えて準用する場合を含む。)並びに第九条第一項第九号及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第二号」とする。

(国際統一基準持株会社における連結会計年度の開示事項に係る経過措置)

第四条 第七条第五項の規定は、平成二十六年三月三十一日前に終了した連結会計年度に係るものについては適用しない。

(国内基準行の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

第五条 適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十条第二項（第十一条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同項中「別紙様式第十一号」とあるのは、「附則別紙様式第三号」とする。

2 適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十二条第二項（第十三条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同項中「別紙様式第十二号」とあるのは、「附則別紙様式第四号」とする。

3 適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十四条第三項の規定の適用については、同項中「別紙様式第十一号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第十二号」とあるのは、「附則別紙様式第三号により、前項第四号に掲げる事項は附則別紙様式第四号」とする。

(国内基準持株会社の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

第六条 適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十五条第二項（第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第十七条第二項の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第十二号」とあるのは、「附則別紙様式第四号」とする。

附 則（平成二十六年金融庁告示第二十七号）（抄）

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。ただし、次に掲げる規定は同年四月一日から適用する。

一 (略)

二 第四条中銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第七条第五項第二号の改正規定

(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する告示の一部改正)

附 則（平成二十七年金融庁告示第十四号）（抄）

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日（以下「適用日」という。）から適用する。

(銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新銀行告示」という。）第四条第一項、第五項及び第六項並びに第七条第一項、第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2 新銀行告示第五条において読み替えて準用する新銀行告示第四条第一項及び第五項並びに新銀行

告示第五条において準用する新銀行告示第四条第六項並びに新銀行告示第八条において準用する新銀行告示第七条第一項並びに新銀行告示第八条において読み替えて準用する新銀行告示第七条第六項並びに新銀行告示第八条において準用する新銀行告示第七条第七項の規定は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

- 3 新銀行告示第六条第二項及び第三項並びに第九条第一項及び第二項の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年金融庁告示第二十四号）（抄）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。（ただし書略）

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第十二条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項附則別紙様式第二号及び附則別紙様式第四号並びに別紙様式第二号、別紙様式第三号及び別紙様式第五号は、適用日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年金融庁告示第二十五号）（抄）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第七号ホ、第四条第四項第六号イ及びロ並びに第八号ホ、第七条第四項第六号イ及びロ並びに第八号イ及びホ、第十条第四項第五号イ及びロ並びに第七号ホ、第十二条第四項第六号イ及びロ並びに第八号ホ並びに第十五条第四項第一号、第六号イ及びロ並びに第八号ホの規定並びに附則別紙様式第一号から附則別紙様式第四号まで並びに別紙様式第一号、別紙様式第二号、別紙様式第四号及び別紙様式第五号は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年金融庁告示第六十三号）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十七年六月三十日から適用する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、

自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下「新開示告示」という。）第二条第五項から第七項までの規定は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

- 2 新開示告示第三条第二項において準用する新開示告示第二条第五項から第七項までの規定は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。
- 3 新開示告示第六条（第一項を除く。）の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年金融庁告示第七号）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第七条第五項第一号イからニまで及び第三号イの規定は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この条において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

前 文（平成二十九年金融庁告示第四十二号）（抄）

公布の日から適用する。

附 則（平成二十九年金融庁告示第四十五号）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新銀行告示」という。）第二条（新銀行告示第三条第三項から第五項まで、第四条第三項第二号及び第四項第二号、第五条第三項及び第四項、第七条第三項第二号及び第四項第二号並びに第八条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の規定及び新銀行告示別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分を除く。）は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 2 新銀行告示別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 3 新銀行告示第三条第一項及び第二項の規定、新銀行告示第三条第三項において準用する新銀行告示第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定、新銀行告示第三条第四項において準用する新銀行告示第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第四号を含む。）の規定並びに新銀行告示第三条第五項において準用する新銀行告示第二条第六項から第八項までの規定は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 4 新銀行告示第四条第一項、第二項及び第三項第一号（新銀行告示第五条第三項において準用する場合を除く。）の規定、新銀行告示第四条第三項第二号において準用する新銀行告示第二条第三項の規定、新銀行告示第四条第四項第一号（新銀行告示第五条第四項において準用する場合を除く。）の規定、新銀行告示第四条第四項第二号において準用する新銀行告示第二条第四項及び第五項の規定、新銀行告示第四条第五項及び第六項（それぞれ新銀行告示第五条第五項において準用する場合を除く。）の規定並びに新銀行告示第七条第一項、第二項及び第三項第一号（新銀行告示第八条第三項において準用する場合を除く。）の規定、新銀行告示第七条第三項第二号において準用する新銀行告示第二条第三項の規定、新銀行告示第七条第四項第一号（新銀行告示第八条第四項において準用する場合を除く。）の規定、新銀行告示第七条第四項第二号において準用する新銀行告示第二条第四項及び第五項の規定、新銀行告示第七条第五項及び第六項（それぞれ新銀行告示第八条第五項において準用する場合を除く。）の規定並びに新銀行告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項及び新銀行告示第七条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分を除く。）は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 5 新銀行告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項及び新銀行告示第七条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 6 新銀行告示第五条第一項及び第二項の規定、同条第三項において準用する新銀行告示第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第四条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定、新銀行告示第五条第四項において準用する新銀行告示第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第四号を含む。）並びに第四条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定並びに新銀行告示第五条第五項において準用する新銀行告示第四条第五項及び第六項の規定並びに新銀行告示第八条第一項及び第二項の規定、同条第三項において準用する新銀行告示第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定、新銀行告示第八条第四項において準用する新銀行告示第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第四号を含む。）並びに第七条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定並びに新銀行告示第八条第五項において準用する新銀行



告示第七条第五項及び第六項の規定は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 7 新銀行告示第六条第一項第十二号、第三項第九号及び第十二号並びに第四項並びに第九条第一項第九号及び第十二号並びに第二項の規定並びに新銀行告示別紙様式第八号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 8 新銀行告示別紙様式第八号（第一面に係る部分を除く。）は、平成三十年六月三十日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

前 文（平成三十年金融庁告示第十号）（抄）

平成三十年三月三十一日から適用する。

附 則（平成三十年金融庁告示第十三号）（抄）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

附 則（平成三十一年金融庁告示第三号）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新銀行告示」という。）第十条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新銀行告示第十一条において準用する場合を除く。）の規定並びに新銀行告示第十条第五項（新銀行告示第十一条において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第十一号の二は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 2 新銀行告示第十一条において準用する新銀行告示第十条第四項及び第五項の規定並びに同項に規定する別紙様式第十一号の二は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 3 新銀行告示第十二条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新銀行告示第十三条において準用する場合を除く。）の規定、新銀行告示第十五条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新銀行告示第十六条において準用する場合を除く。）及び第十五条第五項（新銀行告示第十六条において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第十一号の二は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4 新銀行告示第十三条において準用する新銀行告示第十二条第四項及び第五項の規定、新銀行告示第十六条において準用する新銀行告示第十五条第四項及び第五項の規定並びに新銀行告示第十三条において準用する新銀行告示第十二条第五項及び新銀行告示第十六条において準用する新銀行告示第十五条第五項に規定する別紙様式第十一号の二は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則第三百二十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

### 第三条（略）

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置

### 第四条（略）

附 則（平成三十一年金融庁告示第五号）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新銀行告示」という。）第二条第五項（新銀行告示第四条第四項第二号及び第七条第四項第二号において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第二号（第三十一面に係る部分に限る。）は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新銀行告示第三条第四項において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項に規定する別紙様式第四号（第二十五面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新銀行告示第四条第四項第二号及び第七条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第三十一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4 新銀行告示第五条第四項及び第八条第四項において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項に規定する別紙様式第四号（第二十五面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、な

お従前の例による。

(信用金庫法施行規則第三百二十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第三条 (略)

附 則 (平成三十一年金融庁告示第七号)

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(銀行におけるT L A C規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)

第二条 (略)

(銀行におけるその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置)

第三条 (略)

(銀行における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置)

第四条 (略)

(国内基準行における証券化エクスポージャーに関する経過措置)

第五条 (略)

(銀行におけるリスクリテンションに関する経過措置)

第六条 (略)

(銀行持株会社におけるT L A C規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)

第七条 (略)

(銀行持株会社におけるその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置)

第八条 (略)

(銀行及び銀行持株会社における資本調達手段に関する経過措置)

第九条 (略)

(銀行持株会社における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置)

第十条 (略)

(国内基準行である銀行持株会社における証券化エクスポージャーに関する経過措置)

第十一条 (略)

(銀行持株会社におけるリスクリテンションに関する経過措置)

第十二条 (略)

(信用金庫又は信用金庫連合会におけるT L A C規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)

第十三条 (略)

(信用金庫又は信用金庫連合会におけるその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置)

第十四条 (略)

(信用金庫及び信用金庫連合会における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置)

第十五条 (略)

(国内基準金庫である信用金庫及び信用金庫連合会における証券化エクスポージャーに関する経過措置)

置)

第十六条 (略)

(信用金庫及び信用金庫連合会におけるリスクリテンションに関する経過措置)

第十七条 (略)

(信用協同組合等のT L A C規制対象会社における同順位商品に関する経過措置)

第十八条 (略)

(信用協同組合等におけるその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置)

第十九条 (略)

(信用協同組合等における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置)

第二十条 (略)

(信用協同組合等における証券化エクスポージャーに関する経過措置)

第二十一条 (略)

(信用協同組合等におけるリスクリテンションに関する経過措置)

第二十二条 (略)

(最終指定親会社におけるT L A C規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)

第二十三条 (略)

(最終指定親会社における資本調達手段に関する経過措置)

第二十四条 (略)

(最終指定親会社における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置)

第二十五条 (略)

(最終指定親会社におけるリスクリテンションに関する経過措置)

第二十六条 (略)

(銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 第六条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(以下この条において「新銀行開示告示」という。)第二条第三項第十号(新銀行開示告示第三条第三項において読み替えて準用する場合を除く。)において引用する別紙様式第十三号、新銀行開示告示第二条第四項第二号(新銀行開示告示第三条第四項、第四条第四項第二号、第五条第四項、第七条第四項第二号及び第八条第四項において読み替えて準用する場合を除く。)の規定、新銀行開示告示第二条第五項(新銀行開示告示第四条第四項第二号及び第七条第四項第二号において読み替えて準用する場合を除く。)において引用する別紙様式第二号(第四面から第八面まで及び第二十二面から第二十五面までに係る部分に限る。)、新銀行開示告示第二条第六項(新銀行開示告示第三条第五項において読み替えて準用する場合を除く。)の規定、新銀行開示告示第二条第七項(新銀行開示告示第三条第五項において準用する場合を除く。)において引用する別紙様式第三号及び新銀行開示告示第十条第四項(新銀行開示告示第十一条において読み替えて準用する場合を除く。)の規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成につ

いては、なお従前の例による。

- 2 新銀行開示告示第三条第三項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第三項第十一号において引用する別紙様式第十三号、新銀行開示告示第三条第四項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第四項第二号の規定、新銀行開示告示第三条第四項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第五項において引用する別紙様式第四号（第二面から第六面まで及び第十七面から第二十面までに係る部分に限る。）、新銀行開示告示第三条第五項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第六項の規定、新銀行開示告示第三条第五項において準用する新銀行開示告示第二条第七項において引用する別紙様式第三号及び新銀行開示告示第十一条において読み替えて準用する新銀行開示告示第十条第四項の規定は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 3 新銀行開示告示第四条第三項第二号及び第七条第三項第二号において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第三項第十一号において引用する別紙様式第十四号、新銀行開示告示第四条第四項第二号及び第七条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第四項第二号の規定、新銀行開示告示第四条第四項第二号及び第七条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第五項において引用する別紙様式第二号（第四面から第八面まで及び第二十二面から第二十五面までに係る部分に限る。）、新銀行開示告示第四条第五項（新銀行開示告示第五条第五項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定、新銀行開示告示第四条第六項（新銀行開示告示第五条第五項において準用する場合を除く。）において引用する別紙様式第六号、新銀行開示告示第四条第七項（新銀行開示告示第五条第六項において読み替えて準用する場合を除く。）及び第七条第七項（新銀行開示告示第八条第六項において読み替えて準用する場合を除く。）において引用する別紙様式第十五号、新銀行開示告示第十二条第四項（新銀行開示告示第十三条において読み替えて準用する場合を除く。）の規定並びに新銀行開示告示第十五条第四項（新銀行開示告示第十六条において読み替えて準用する場合を除く。）の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項、次条第二項及び附則第二十九条第二項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 4 新銀行開示告示第五条第三項及び第八条第三項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第三項第十一号において引用する別紙様式第十四号、新銀行開示告示第五条第四項及び第八条第四項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第四項第二号の規定、新銀行開示告示第五条第四項及び第八条第四項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第五項において引用する別紙様式第四号（第二面から第六面まで及び第十七面から第二十面までに係る部分に限る。）、新銀行開示告示第五条第五項において読み替えて準用する新銀行開示告示第四条第五項の規定、新銀行開示告示第五条第五項において準用する新銀行開示告示第四条第六項において引用する別紙様式第六号、新銀行開示告示第五条第六項において読み替えて準用する新銀行開示告示第四条第七項及び新銀行開示告示第八条第六項において読み替えて準用する新銀行開示告示第七条第七項において引用する別紙様式第十五号、新銀行開示告示第十三条において読み替えて準用する新銀行開示告示

示第十二条第四項の規定並びに新銀行開示告示第十六条において読み替えて準用する新銀行開示告示第十五条第四項の規定は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条（略）

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条（略）

（平成二十四年改正銀行・銀行持株告示の一部改正）

第三十条（略）

（平成二十四年改正最終指定親会社告示の一部改正）

第三十一条（略）

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する告示の一部改正）

第三十二条（略）